

## 盛岡都市圏地域公共交通会議設置要綱

令和5年4月1日 首長決裁

改正 令和6年4月22日 会長決裁

改正 令和6年5月7日 会長決裁

改正 令和6年7月1日 会長決裁

### (設置)

第1条 盛岡市、滝沢市及び矢巾町（以下「盛岡都市圏」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、盛岡都市圏における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施のため、盛岡都市圏地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもののうち、旅客の利便を損なわない事項については、協議を省略することができる。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) 停留所等の新設
- (4) 停留所等の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急対応が必要な変更（路線の迂回等）

### (交通会議)

第3条 交通会議に全体会と分科会を置く。

2 全体会は、構成市町全てに関わる事項を協議するものとする。

3 分科会は、特定地域及び特定事業に関わる事項を協議するものとする。ただし、他の地域との調整が必要なものは除くものとする。

### (交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、交通会議に代理人を出席させることができるものとする。

3 委員は、前項の規定により代理人を出席させる場合は、あらかじめ、会長に代理人の氏名等を報告するものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は盛岡市副市長をもって充てるものとし、副会長は、盛岡市建設部長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故等がある場合は、副会長がその職務を代理する。

(全体会)

第7条 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 全体会は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

6 全体会の庶務は、盛岡市建設部交通政策課において処理する。

7 地域公共交通に関する要望、意見その他に対応するため、別表第2のとおり、対応窓口を定める。

(分科会)

第8条 交通会議は、第2条に規定する事項に関し、特定地域及び特定事業に関わる事項について協議を行うため、当該事項に係る市町による分科会を置く。

2 交通会議は、分科会において決した事項については、交通会議において決したものとする。この場合において、当該決定事項を書面により速やかに会長に報告するものとする。

3 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第9条 交通会議は、全体会及び分科会などの開催に先立ち、議題を協議し、関係者間において地域の合意形成を図る作業部会として、盛岡都市圏を構成する各市町に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(担当課長会議)

第10条 交通会議は、盛岡都市圏において実施する事業について、基本的事項の調整及び協議を行うため、

盛岡都市圏地域公共交通会議担当課長会議（以下「担当課長会議」という。）を設置する。

2 担当課長会議において決した事項については、書面により速やかに会長に報告するものとする。

（書面による議決）

第11条 会長が必要と認めるときは、期日を指定し書面で構成員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果を持って会議の議決に代えることができる。

（経費の負担）

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

（監事）

第13条 交通会議に監事2名を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第15条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までに任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	所属団体	職名
首長又はその指名する者	盛岡市	副市長
	盛岡市	建設部長
	滝沢市	都市整備部長
	矢巾町	政策推進監
公共交通事業者等	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡駅	盛岡駅長
	IGR いわて銀河鉄道株式会社	企画部統括課長
	岩手県交通株式会社	取締役乗合自動車部長
	岩手県北自動車株式会社	常務取締役
	ジェイアールバス東北株式会社	盛岡支店長
	公益社団法人岩手県バス協会	専務理事
	一般社団法人岩手県タクシー協会	専務理事
	一般社団法人盛岡地区タクシー協会	理事長
住民又は利用者の代表	盛岡市町内会連合会	防犯防災交通安全部会長
	滝沢市自治会連合会	会長
	矢巾町コミュニティ連合会	会長
国及び県	国土交通省 東北運輸局 交通政策部	交通企画課長
	国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局	支局長
	岩手県 盛岡広域振興局 経営企画部	企画推進課長
道路管理者	岩手県 盛岡広域振興局 土木部 道路都市室	道路環境課長
	盛岡市 建設部	道路管理課長
	滝沢市 都市整備部	道路課長
	矢巾町	道路住宅課長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	副議長
公安委員会	岩手県警察本部 交通部	交通規制課長
交通会議の運営に必要と認める者	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所	調査課長
	盛岡東警察署	交通官兼交通第一課長
	盛岡西警察署	交通課長
	紫波警察署	交通課長
学識経験者	岩手県立大学総合政策学部	准教授 宇佐美誠史
	交通ジャーナリスト	鈴木文彦
	岩手大学理工学部	准教授 谷本真佑

別表第2 (第7条関係)

対応窓口	電話番号	F A X番号	メールアドレス
盛岡市 建設部交通政策課	019-626-7519	019-622-6211	koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp
滝沢市 都市整備部都市政策課	019-656-6543	019-684-2158	koutsu@city.takizawa.iwate.jp
矢巾町 企画財政課	019-611-2729	019-697-3700	k_community@town.yahaba.iwate.jp